

# 千代田地区かわまちづくり官民連携プラットフォーム規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この団体の名称は、「千代田地区かわまちづくり官民連携プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)という。

### (目的)

第2条 このプラットフォームは、芦田川かわまち広場(親水広場)及びエフピコアリーナふくやま(福山市総合体育館及び福山市総合体育館公園)を活用し、行政、地域住民、民間事業者、団体等が一体となってまちづくりの担い手の確保や人口流出の抑制といった都市・地域経営課題の解決及び賑わいの創出や居心地のよい空間づくりといったエリアの魅力向上に寄与する事業を企画・実施することにより、エリア価値の向上に繋げていくことを目的とする。

### (事業)

第3条 このプラットフォームは、次に掲げる事業に取り組むこととする。

- (1) かわまち広場等を中心としたエリアの将来像の取りまとめに関する事業
- (2) 将来像を実現するために必要となる環境の創出に関する事業(河川空間のオープン化に向けた規制緩和やハード整備、魅力的なコンテンツの誘導等)
- (3) 公園や緑地、河川等、公共空間の利便性・快適性の向上に関する事業(利用ルールの策定や周知、マナーの啓発、環境保全・美化活動の推進等)
- (4) 地域の防犯性の維持向上に関する事業
- (5) コミュニティの形成に関する事業(イベント等、地域の交流機会の創出等)
- (6) 地域経済の活性化に関する事業(新規産業や雇用機会の創出等)
- (7) 上記事業に係るPR・広報に関する事業
- (8) その他目的の達成のために必要な事業

## 第2章 構成員

### (会員)

第4条 このプラットフォームの構成員は、以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 第2条に掲げる目的に賛同し、目的を達成するための取組を自主的かつ継続的に行う行政、地域住民、民間事業者、市民団体、学識経験者等。正会員は、総会における議決権を有するものとする。
- (2) 協力会員 プラットフォームの活動を支援する個人、法人、その他の団体。協力会員は、総会における議決権を有しないものとする。
- (3) 登録事業者 第2条に掲げる目的を達成するためにプラットフォームが募集する事業に応募し、採択を受けた事業者とする。

### (入会)

第5条 このプラットフォームの正会員になろうとする者は、別に定める入会申込手続きにより申し込むこととし、会長は総会に諮った上でこれを決定するものとする。

2 このプラットフォームの協力会員又は登録事業者になろうとする者は、登録申請書を事務局に届け出るものとする。

**(会費)**

第6条 正会員及び協力会員及び登録事業者が納める会費については、当面これを徴収しない。ただし、運営委員会の議を経て必要と認められるときは、本会の運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

**(退会)**

第7条 プラットフォームの会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出することとする。

**第3章 総会及び役員**

**(総会の設置)**

第8条 このプラットフォームに総会を置く。

2 総会は、このプラットフォームの意思決定機関であり、第4条の会員のうち、正会員をもって構成する。

**(議決権)**

第9条 総会における議決権は、正会員1団体につき1票とする。

**(総会の決議事項)**

第10条 総会は、プラットフォームの運営に関する次の事項を決定する。

- (1) 当該年度の事業計画及び予算に関すること
- (2) 前年度の事業報告及び決算に関すること
- (3) 本規約の改廃に関すること
- (4) 会員の入会及び役員の選出に関すること
- (5) その他運営に関する重要な事項

**(役員)**

第11条 総会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名以内

2 会長は、総会において正会員の中から選出する。

3 副会長、会計及び監事は、会長が正会員の中から指名し、総会の承認を得るものとする。

**(役員の職務)**

第12条 会長は、プラットフォームを代表し、運営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、プラットフォームの会計を担当する。

4 監事は、プラットフォームの会計について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。

**(役員の任期)**

第13条 役員の任期は2年とし、選任から2年後の時点を含む年度に開催される総会において後任者が選任されるまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。ただし、会長の職に欠員が生じたときは、副会長がその職務を代行

する。

#### (会議の招集)

第14条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務めるものとする。

#### (総会の開催)

第15条 会長は、総会を年1回以上招集する。

2 総会は正会員のうち、2分の1以上の出席をもって成立する。

#### (総会の議決)

第16条 総会の議事は、出席する正会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人を指名し、表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 会長は、書面による賛否を求め、総会の議決に代えることができる。

#### (議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名する。

### 第4章 運営委員会

#### (運営委員会の設置)

第18条 このプラットフォームの事業の企画・提案、運営、評価、広報等を行うため、運営委員会を設置する。

2 委員長は、会長が指名する。

3 運営委員には、正会員及び協力会員を充てるものとし、委員長が指名する。

4 副委員長は委員長が指名し、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 委員長、副委員長の任期は、第13条の規定に準ずる。

6 委員長は、運営委員会の運営を総括する。

#### (運営委員会の招集)

第19条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 運営委員会の議長は、委員長が務めるものとする。

#### (運営委員会の議決)

第20条 運営委員会の議決については、第16条の規定に準ずる。

#### (部会の設置)

第21条 運営委員会は、事業分野別に専門的な協議・検討を行い、事業を推進するための部会を設置することができる。

2 部会の構成員は委員長が指名する。

3 部会には部会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会で協議・検討を行い、決定・実施した内容については、必要に応じて、運営委員会において部会長から報告を行うものとする。なお、部会において実施した収益事業については、運営委員会において必ず収支報告を行うものとする。

#### (部会の収入の取り扱い)

- 第22条 部会において実施した収益事業については、収益の一部をプラットフォームの収入として計上し、プラットフォームの運営費用に充てるものとする。
- 2 プラットフォームへの収益金の納付については、運営委員会において定められた期日までに行うものとする。
- 3 収益金の納付を怠ったり、虚偽の報告を行うなどした場合、その後の部会の活動は認めないものとする。

#### (専門委員)

- 第23条 運営委員会及び部会に若干名の専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、各事業分野に対して知見を有する学識者及び有識者並びに様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者の中から運営委員が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 専門委員は、プラットフォームの事業活動について、助言、協力する。

### 第5章 会計

#### (会計年度)

- 第24条 このプラットフォームの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (サポーター制度)

- 第25条 このプラットフォームの事業を支援するためにプラットフォームに寄付を行う個人又は法人若しくはその他の団体は、サポーターになることができる。
- 2 寄付金額は、個人では1口1万円以上、法人及び団体では1口5万円以上とする。
- 3 プラットフォームは、サポーターによる寄付金額に応じて、顕彰を行う。
- 4 プラットフォームは、サポーターに定期的に事業活動の報告を行う。
- 5 サポーターによる寄付金は、プラットフォームの運営、事業に関する経費に充てることができる。

### 第6章 雑則

#### (事務局の設置)

- 第26条 このプラットフォームの事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、会長が指名する正会員が所属する団体に置き、その団体の構成員を充てるものとする。

#### (委任規定)

- 第27条 この規約に定めるもののほか、このプラットフォームの運営に関し必要な事項は、運営委員会を経て、会長が別に定める。

#### 附 則

この規約は、2021年（令和3年）6月22日から施行する。

#### 附 則

この規約は、2022年（令和4年）3月23日から施行する。

#### 附 則

この規約は、2023年（令和5年）4月19日から施行する。